

富自販けんぽだより

**（お知らせ）「令和4年度の健康保険・介護保険ともに
保険料率の変更はございません。」**

保険料率	令和4年度	令和3年度	対前年増減
健康保険料率	9.60%	9.60%	—
介護保険料率	1.80%	1.80%	—



**「特定健診・特定保健指導」ほか「下記の重症化予防対策事業」に
ご協力をお願いします。**

- 1.カラダつうしんぼの送付・・・生活習慣病のリスクの高い方を対象に送付
- 2.要精密検査等で医療機関未受診者への受診勧奨



**★皆様方の積極的な取り組みにより、当組合は高齢者支援金
インセンティブ制度の減算対象組合に選ばれました。★**

令和元年度の健診率や重症化予防事業の取り組みにより、令和4年度に拠出する高齢者支援金のうち約100万円(被保険者1人当たり270円)の組合拠出分が減算されました。

皆様のご協力により、目標達成することができましたこと感謝申し上げますとともに、引き続き皆様の健康増進に努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

インセンティブ制度とは・・・健康保険組合などに対し、特定健診や特定保健指導の実施率と重症化予防対策などの重点事項の取り組みを積極的におこなった上位の健康保険組合に、国へ拠出する高齢者の支援金負担の一部を減算する制度です。

令和4年度の保健事業概要

(疾病予防に関する事業)

- 人間ドック・・・35歳以上の被保険者・被扶養者を対象(自己負担あり)
脳ドック・・・40歳以上の被保険者・被扶養配偶者を対象(自己負担あり)
- 若年者向け生活習慣病予防簡易健診(旧:巡回バス検診)(自己負担なし)
被保険者・・・25歳以上35歳未満又は35歳以上のドック未受検者を対象
被扶養者・・・40歳以上の被扶養者(ドック未受検者)を対象
- インフルエンザ予防接種補助・・・1回 1,500円(13歳未満は2回まで)



(保健指導に関する事業)

- 特定保健指導(ドックの健診機関で実施又は保健師が事業所に訪問)
面談によるWeb保健指導も開始しました。



(その他に関する事業)

- 医療費通知の配付・・・病院でかかった医療費を年1回通知
- ジェネリック医薬品の差額通知・・・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額効果を年1回通知
- 育児雑誌の送付・・・初めて出産された被保険者・被扶養者に育児に関する「赤ちゃん!」を送付
- 健康優良者表彰・・・病院にかからず健康であった方を表彰(5,10年目)
- 健康冊子の送付・・・65歳以上の前期高齢者の方を対象に「いきいきライフさん」を配付



● 被保険者に変更があった場合の届出はお忘れなく

3～4月は就職等で、被扶養者の異動が多い時期です。

被扶養者が健康保険に加入された場合は、健康保険の被扶養者ではなくなりますので5日以内に「健康保険被扶養者異動・変更届」に記入・捺印の上、被保険者証（被扶養者分）を添付し、健康保険組合へ提出してください。

又、ご本人が会社を退職した場合・退職後任意継続をしていたが、資格が切れたというような場合は、速やかに保険証を返納くださいますようお願いいたします。



● 4月より新年度がはじまります。 人間ドック(特定健診含む)・特定保健指導を受けましょう



ドック受検の際に検査結果により生活習慣改善が必要な場合に特定保健指導を行います。該当した場合は、必ず保健指導をお受けくださいますようお願いいたします。

※一部健診機関では、当日の保健指導を実施していない場合がありますので、対象となった場合には健康保険組合より後日、保健指導の通知がございます。



● マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。

マイナンバーカードを保険証として利用する場合は、マイナポータルサイトにて初回登録が必要です。



● 富山県内でも新型コロナウイルス感染者が急増しております。 感染症予防対策へのご協力をお願いいたします!!



新型コロナウイルス感染症予防対策の基本は「手洗い」や「うがい」です。皆様のご協力をお願いいたします。

こんなこと気になりませんか？

Q1 感染した場合による医療機関の入院料や受診した費用は健保組合は負担しているの？

A1 新型コロナ感染による医療機関への受診などは、風邪やインフルエンザと同様に健康保険組合が医療機関でかかる診療費7割の負担をおこなっております。

また、自己負担については、現在のところ国の公費扱いとして入院料や検査料などは国が負担しております。(ホテルなどの宿泊型療養による宿泊料は健康保険が適用されないためすべて公費の扱いとなり国または自治体が負担しています)

Q2 感染し会社を休んだため、給料がなかった場合は傷病手当金が支給されますか？

A2 医師等が労務不能と認めた場合、病気により働けず給料が支給されなかった労務不能の期間について原則として傷病手当金が支給されます。詳しくは健康保険組合までお問い合わせください。

● 組合ホームページもご覧ください。

富山自販健保

